



平成 28 年 2 月

山原治税理士事務所からのお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月より、法令に基づき、お役所では一部の申告書・申請書へのマイナンバーの利用が始まりました。当事務所では、マイナンバーの記載に猶予規定（平成 27 年分の確定申告書は不要）が設けられている申告書・申請書もありますが、お客様・従業員様のマイナンバーを速やかに収集していただくようご協力をお願いしております。「マイナンバー利用のための覚書」「マイナンバー収集シート」をご提出して頂いていないお客様は、お早目にご提出頂きますようお願い申し上げます。

個人及び法人に対する一斉配布は平成 27 年度中に終了していますが、不在や住所違い、誤配達、受取拒否等で全ての方への配布には至っていないのが現状です。通知カードを受け取られていない方は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

また、マイナンバー制度に便乗した不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分にご注意ください。



マイナンバーに関する質問等につきましては、何なりと当事務所までご連絡ください。

敬具

* 確定申告書類の早期提出のお願い m(_)_m

2 月に入り、所得税及び消費税の確定申告の時期が近づいて参りました。

今年の確定申告受付は、

平成 28 年 2 月 16 日（火）～同年 3 月 15 日（火）となっております。



繁忙期につき、事務処理の混雑が予想されますので、
確定申告をされる方は、お早めのご準備にご協力をお願い致します。

* 「財産債務調書」の提出制度が創設されました！

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、「財産及び債務の明細書」を見直し、一定の基準を満たす方（※）に対し、その保有する「財産債務調書」の提出を求める制度が創設されました。

※ 「財産債務調書」を提出しなければならない方

- ① 所得税の確定申告書を提出しなければならない
- ② その年分の総所得金額等の合計額が 2 千万円超
- ③ その年の 12 月 31 日において、財産の合計額が 3 億円以上
または 国外転出特例対象財産の合計額が 1 億円以上

3 つ全てに該当
される方は、
お早目にご相談
ください。

